

第2章 ベトナム

—コメ輸出大国をとりまく国際情勢と国内事情—

岡江 恭史

1. はじめに

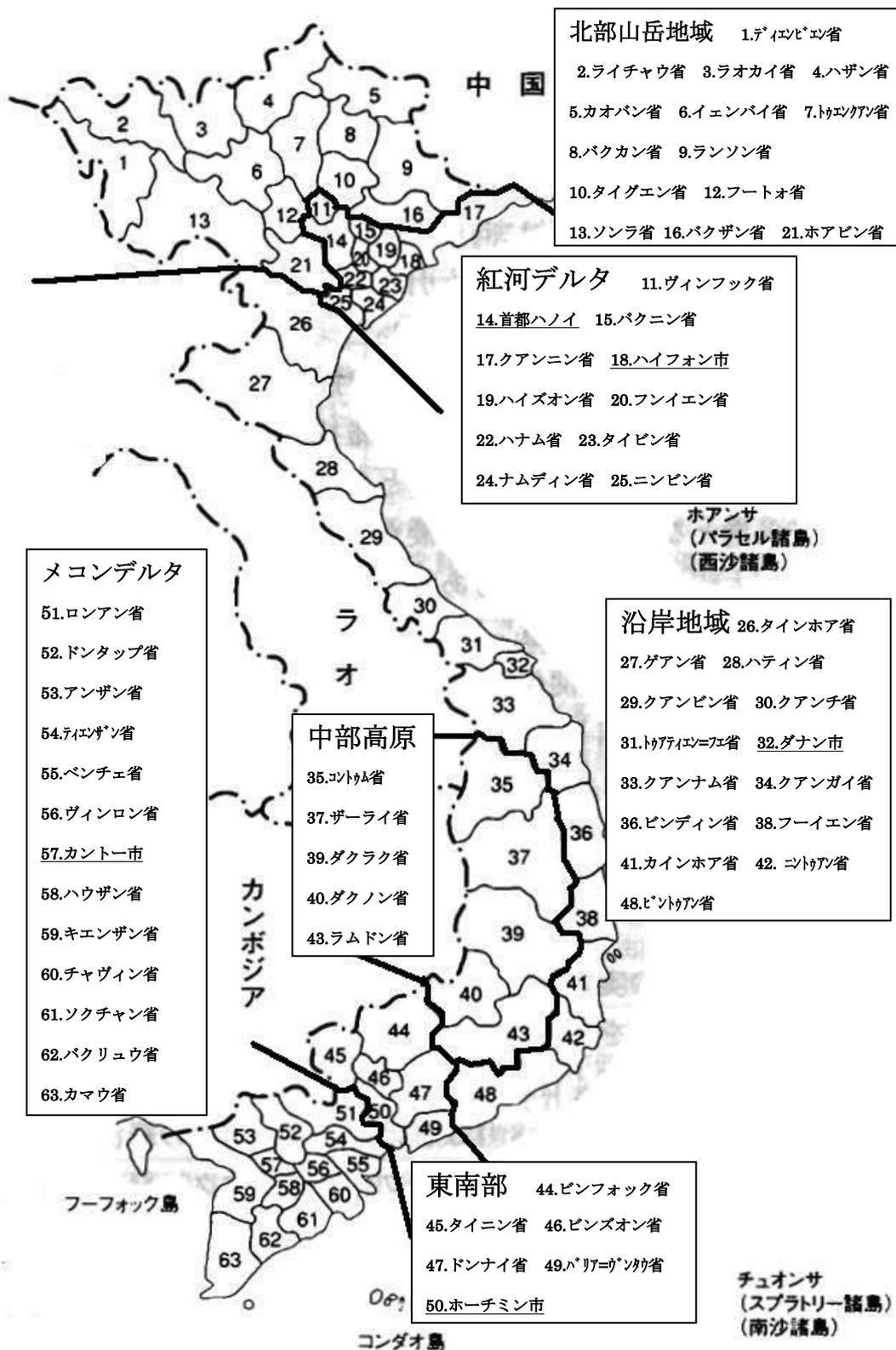
ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、世界第2～3位のコメ輸出国であり、世界市場において重要な位置を占めている。

本章の構成は以下のとおりである。まず「2. 歴史的背景と最近の情勢」において、建国以来のベトナムの歴史を東西冷戦等の国際環境の面から記述し、2022年のウクライナ戦争（ロシアによるウクライナ侵攻）後のベトナムの対応とコメ輸出について解説する。「3. ベトナム稲作をめぐる事情」において、最近のコメ政策と農地政策について解説する。「4. 現地調査による考察」で、筆者自身のハイズオン省（第1図の19）とナムディン省（同24）の調査村における農業・農地問題について紹介する。

2. 歴史的背景と最近の情勢

（1）ベトナムの行政区分と自然環境

ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,236km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は94,666千人である(TCTK online)。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所（2020）のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。また複数の各地方省⁽¹⁾をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」、「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」、「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」、「中部高原 (Tay Nguyen)」、「東南部 (Dong Nam Bo)」、「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。ベトナム各地域の面積と人口を第1表に示す。二大農業地帯として北部の紅河デルタと南部のメコンデルタがある。前者は、ベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に北部山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は1,014人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部への移住が行われている。同地域は、コメ・野菜・養豚等の主産地でもある。後者のメコンデルタは、フランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口 (2018年)

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,236	21,260	95,222	95,876	54,508	23,553	40,816
うち農地 (%)	34.7	37.2	22.3	22.9	44.5	57.7	64.1
林地 (%)	45.1	23.3	57.1	60.1	45.5	21.4	6.2
人口 (千人)	94,666	21,566	12,293	20,057	5,871	17,074	17,805
人口密度 (人/km ²)	286	1,014	129	209	108	725	436

資料：TCTK(online)より筆者作成。

(2) 東西冷戦下のベトナム

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では、分裂や戦乱が続く中でかつて国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された（桜井，1987）。村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石，2002）。

仏領インドシナを占領していた日本軍の撤退後、北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）は1945年9月に成立を宣言したものの、当初どこの国からも承認されなかった。これを1949年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し、支援したことが北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した1954年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach

ruong dat) が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽²⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン (Truong Chinh) 書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施に当たったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は1956年7月までに北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の5%は地主という中国の経験が機械的に導入され、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している (古田, 1996)。

ベトナム農村では1958年から中国にならった初級農業生産合作社 (hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap, 以下「初級合作社」) が組織され、農業集団化が始まった (白石, 1993)。そして、1959年4月の第16回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級農業生産合作社 (hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao, 以下「高級合作社」) に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社より更に集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊 (Doi san xuat) に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い (三請負制)、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次5か年計画 (1961~65年) において農業集団化が更に強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403 (全合作社の33.8%) だったのが、1967年には18,560 (全合作社の76.7%) になった (Nguyen Sinh Cuc, 1995)。

東西対立の最前線としてアメリカ・南ベトナム (西側陣営) と北ベトナム (東側陣営) との間で戦われたベトナム戦争は、1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収することによって終結し、翌76年に統一ベトナム (ベトナム社会主義共和国) が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。

またそれまでアメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は、ベトナム戦争末期の米中接近 (72年のニクソン米大統領訪中)、74年の中国の南シナ海のパラセル諸島 (それまで南ベトナムが実効支配) 占領によって対立が激化し、79年には両国間の戦争に発展した (中越戦争)。冷戦後期中ソ対立の国際情勢の中でベトナムはソ連陣営に所属 (1978年にコメコン加盟) し、ソ連・東欧からの援助を受けた。

(3) ドイモイ下のベトナム

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示 (DCSVN, 1981) を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100

号指示によって農家世帯は、合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家が請負を完遂した上にさらに5~20%の余剰生産をなした。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ (Doi moi) 政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる (白石, 1993)。さらに1988年には共産党政治局10号決議(DCSVN, 1988)によって、農家は税金と合作社基金 (組合費) を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。また1996年合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の農協へとその法的位置づけが根本的に転換した(QHVN, 1996)。これらの改革によってベトナムはコメ生産と輸出を急増させ、近年では常に世界第2~3位のコメ輸出を行うようになった。

ソ連・東欧の共産圏が崩壊した1990年代以降は、かつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはASEANに95年7月に加盟し翌96年1月にはASEAN自由貿易地域 (AFTA) の共通効果特惠関税 (CEPT) スキームにも参加した。対米では、94年2月にアメリカは75年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。そして2001年12月には米越通商協定が発効した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定し、2004年12月には日越投資協定が発効した。2009年10月には日越経済連携協定 (JVEPA) が発効した。対中では、91年11月に国交正常化し近年は経済関係も緊密になっている。上記のような全方位外交によってWTO (世界貿易機構) 加盟国の合意を徐々に得ることができた結果、2006年11月にWTO一般理事会はベトナムを150番目の加盟国・地域として承認することになった。また近年は南シナ海紛争等で再び中国との対立を深めたことから、西側 (欧米日) との関係強化を図っており、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11 協定)」にも参加している (ベトナムは2019年に発効)。

(4) 2022年のベトナム

以上のような経緯から、ベトナム政府はウクライナ戦争に関して、昔から関係の深いロシア (特に軍事・エネルギー面) と西側の双方を敵に回さないようにしている。2022年5月1日との日越両首相の会談では「核等大量破壊兵器による威嚇や使用、民間人攻撃への反対」で一致し、ウクライナへ50万ドルの人道支援決定を表明したが、ロシアへの経済制裁は同意していない。また国連のロシア非難決議で棄権、人権理事会の資格停止決議に反対する等ロシアに配慮する外交姿勢を取っている。なお越露間は、ロシア対外貿易銀行 (VTB) が提供するシステムを通じ、アメリカや欧州を經由せずに国際決済を実行している。

2022年のコメ輸出に関しては、ウクライナ戦争勃発直後の第一四半期の輸出額は、対ロシア輸出額は前年比29%減少するも、国際相場が高騰したため、全体では2.6倍に激増した。また10月までのコメの輸出量は前年同期比17.4%増、金額ベースで7.6%増と、むし

るこれまでよりも輸出を増大させている。ウクライナ戦争や干ばつ等異常気象の影響で世界的に食料需要が逼迫しており、ベトナムからは主要輸出先のフィリピンにとどまらず、欧州市場への供給も増える等商機拡大につながっている。

3. ベトナム稲作をめぐる事情

(1) 最近のコメ政策

最近のベトナムのコメ政策の方向性を決めたのが、2007～08年の世界的な米価高騰である。ベトナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、国内物価も高騰した。このような社会的混乱を鎮めるため、農業問題が2008年7～8月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する26号決議」(DCSVN, 2008)において、食糧安全保障政策が打ち出された。それを踏まえて、政府の今後の食糧政策の方針として2009年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」(CPVN, 2009)が公布された。さらに同決議の方針を執行するために政府議定109号(CPVN, 2010)が2010年11月4日に公布(施行は2011年1月1日)された。

これらの文書は、生産維持・流通効率化・在庫確保を目的とし、①水田の転作規制・②業者規制・③価格支持策の導入の新たなコメ政策を打ち出した。それらの政策概要とその後の状況は以下のとおりである。まず①に関しては当初は380万haの水田を維持するとしていたが、現在ではむしろ生産過剰な状態になっているので、減反を行うようになった。②に関しては、倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業者を認可した。しかし基準を満たしているかの検査は認可時のみで、その後は実際にはどの機関も業者への監視は行っていない。さらに民間備蓄の統計データがないので備蓄の目標が達成されたかも不明である。③に関しては、最低・最高価格を定めて業者に指示するとあった。実際に行われたのは、米価下落時にコメを購入した業者が銀行から融資を受けた際の利息補助である。この価格支持策も実際には機能していない。

上記の新政策の実施状況を見て政府は、109号議定に代わる新たな政府文書(107号議定、(CPVN, 2018))を2018年8月15日に交付した。元々機能していなかった価格支持に対して、107号議定は価格政策を正式に廃止した。また107号議定はコメ輸出管理の方法も大きく変えることになった。ベトナムのコメ輸出は1990年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られてきた。109号議定の規定では、政府間契約の輸出米のうち20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている(第16条)。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、実際には政策を代行(市場動向把握、業者監督等)する役割を担ってきた。しかし107号議定によって、輸出業者は食糧協会を通さずに直接輸出できるようになった(ただし毎月の商工省への報告が必要)。現在の食糧協会の仕事は、事業に対する補助、貿易のプロモーション(セミナーの開催や輸入国への訪問等)等である。

(2) ドイモイ下の農地政策

前述のように、1988年10号決議によって、農家は生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。これを法的に保証するために、1993年に土地法が改正され、土地国有(全人民所有)の建前を維持しつつも、各個人に土地使用権を分配するという形を取った。ここでの「使用権」は譲渡・賃貸・相続・売買・抵当を含み、実質的な私有権公認に近い(QHVN, 1993)。

さらに2013年に改正された土地法によって、個人使用の上限(稲作は3haまで)を設けつつ借地の場合は制限を設けない(QHVN, 2013)等、社会主義の建前(平等性)を持ちつつ、経営規模拡大による合理化推進と政策の意図が見られる。

なお1993年の土地法に則して、ベトナム農村(特に北部)では、各人平等に農地が分配された。分配に際して面積のみならず地味ごとの平等性も追求されたため、各農家の農地が細分化するという問題がおきた。そのため、ベトナム政府は2003年と2013年に、分散した農地の各筆を農家同士で交換させて集積させる交換分合を推進した。

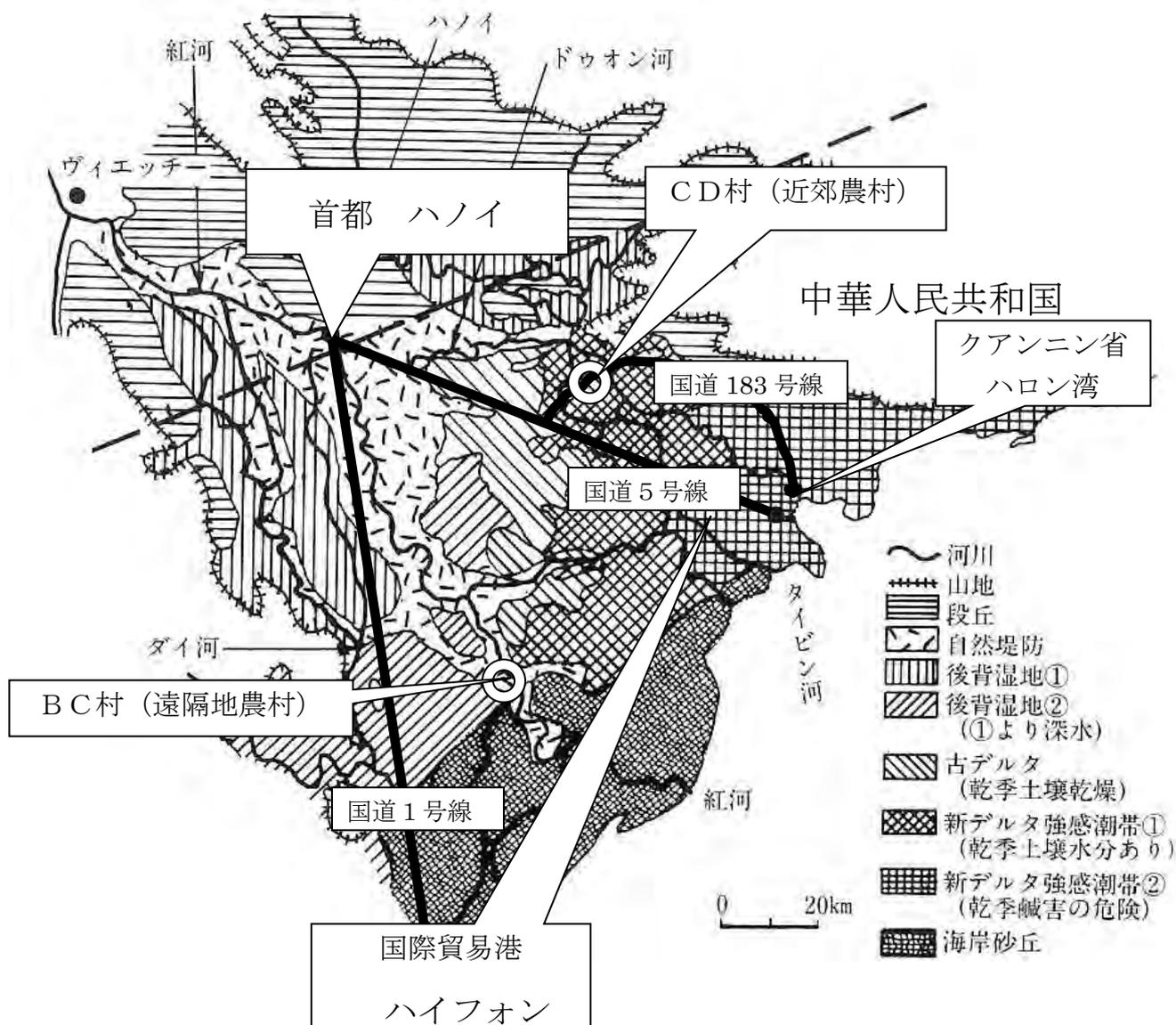
4. 現地調査による考察

ベトナム農村における稲作をはじめとする農業・農地問題を理解するために、以下に筆者自身の調査による紅河デルタ地域の2つの村(CDとBC村)における事例について紹介する。現代のベトナムの地方行政組織は、省-県-社の三重構造であり、最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。そして中央-省-県-社の4つのレベルごとに、共産党組織・祖国戦線(共産党の翼賛組織群)・議会(国会・各レベルの人民評議会)・行政(中央政府・各レベルの人民委員会)が存在する。祖国戦線・人民評議会・人民委員会の幹部のほとんどは共産党員であり、共産党一党支配の体制を脅かすような存在は排除されている(野本, 2000)。なおベトナムは第二次大戦後に社の合併が行われており、本節では「社」は全て合併後の新社(現行政村)のことを指し、「村」とは合併前の旧社若しくはその分村として歴史的に存在した地域共同体を指すこととする。現在でも村は住民にとって最も身近な地域共同体であり、社(複数の村を統括する)の請負事務等を行う。

(1) 調査村の概要

調査村の1つであるCD村(正式名称:ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社カオドイ Cao Doi 村)は、首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフォン市を結ぶ国道5号線と、ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾(クアンニン省)とハノイを結ぶ国道183号線が近くを通っている。このように交通アクセスに恵まれているため、同社は紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み、畜産業や農業以外の産業が発展している。

もう1つの調査村であるBC村(正式名称:ナムディン省ヴァーバン県タインロイ社バックコック Bach Coc 村)は、ベトナムを南北に縦断する基幹道路である国道1号線から外れており、耕種農業中心の農村地帯であったが、後述のように最近では兼業化も進んでいる。



第2図 紅河デルタの2つの調査地の位置

資料：桜井（1999）に筆者が加筆。

（2）土地所有権の分配と農地の交換分合

CD 村を含むホップティエン社では、ベトナムの他の地域と同様に土地所有権の分配は1993年に行われた。分配面積は一人あたり平等に520m²ずつであった。集団農業の時代でも農家の宅地とその付属する畑（自留地）は個人管理のままであったので、それ以外の合作社が管理していた耕地が分配対象となった。このとき時分配されなかった耕地は、公益地基金（Quy dat cong ich）又は公田地（Dat cong dien）と言われ、国家の規定では耕地の5～10%の範囲で社が管理することになっている。この公益地基金は現在ホップティエン社の耕地の10%ほどあり、人々に入札させた後賃貸している。この公益地基金から、1993年土地分配で分配できなかった人々（早く退職して年金がない者、93年以降に生まれた人間だけの世帯等）に分配された。また、2003年及び2013～15年の交換分合の時もここから一

部分配された。池に関しては土地分配の対象ではない。大規模な池は公益地基金と同様に人々に賃貸し、小規模な池は前述のように村に管理を任せている。また、元々水田として分配された耕地を池に転用して水産養殖を営む農家もいる。

土地所有権の分配を受ける資格は、1993年1月1日以前に生まれた者が有するとされている。ただし、復員兵、国営企業や警察官等の公務員、その他年金をもらっている者は分配資格がない。社の幹部はみな農業を兼営しているので分配された。規定では耕地を使用しない者は耕地を返納しなければならないが、実際には遠くに行っているが村に戸籍が残っている人は、耕地を持ち続けている。彼らは耕地を村民や親戚に貸している。

ホップティエン社では2003年及び2013年に農地の交換分合が実施された。2013年からの交換分合は2015年10月に完了した。交換の対象はいずれも1993年に分配された耕地である。社人民委員会（行政村役場）幹部によると、実施に際して最も困難だったのは、計画案作成のために計測し直して耕地を確定することと人々を説得することであった。前述のように交換分合の計画案作成と実施は社が行う。実際には農民にとって身近な共同体である村が測量・説得・計画案作成に果たした役目が大きい。実行に際して社レベルで実行委員会が、さらに、村レベルでそれを補佐する小委員会が結成された。2013年の交換分合の場合、CD村の小委員会委員は13人であり、共産党支部書記が委員長、村長が副委員長となっている。その他の委員も、党幹部（副書記）、村の監査役、村の警察官、祖国戦線加盟組織幹部、元村長等、これまで村民の管理監督を任されてきて村の事情に通じている者が選ばれた。交換分合は農民間で同面積の耕地を交換するので、原則として交換前に比べて各農家の耕地面積は増えたり減ったりはしないはずである。しかし、2013～15年の交換後は一人あたり耕地面積が480m²と、1993年分配時の520m²よりも減っている。これは交換分合を機に村内道路・畦道・水路等を拡張したためであり、減少の割合は全員が同様に負担した。

2013年の交換分合に際して、誰にどの土地を分配するかの決定の手続きは以下のものであった。分配すべき土地は良い土地（40%）と悪い土地（60%）の2グループに分けた。その上で、まず優待者（烈士・傷病兵といった政策対象者、80歳以上の老人）が良い土地から1筆でまとまった土地を取り、次に悪い土地でもいいのでまとまった土地が欲しい世帯が自主的に手を上げ1筆の土地を手に入れた。残りの土地がくじの対象となった。各世帯が2票のくじを引き、両グループからそれぞれ1つずつ取り、全ての世帯が2筆に収まった。なお、2003年の交換時にも同様にくじ引きをした。この時は、土地は地味（収量）ごとに4等級に分類され、くじも4票引いた。2013年の時点では各農家の土地改良によって収量はどこも違いがなくなったので、良い・悪いは居住地や道に近いかどうかという地理的条件だけで決まった。こういった手続きを経て耕地は集約されていった。CD村の場合、1993年土地分配時の世帯ごとの平均筆数は5.6筆だったのが、2003年の交換分合の結果4.6筆に、さらに、2013～15年の交換分合の結果1.83筆にまで減少した。

BC村でも同様に土地分配が行われ、2003年・13年には農地の交換分合が行われた。2003年の交換分合によって社平均で1世帯あたり3.37筆まで集約が進み、さらに2013年の交換分合によって社平均で1世帯あたり2.63筆まで集約が進んだ（Xa Thanh Loi, 2013）。

(3) 家計調査の概要 (2005年、2010年及び2015年調査より)

筆者は、2005年に、CD村において農家経済を把握するためのアンケート調査を行った。偶然性の排除のために、標本調査ではなく、あくまで村内の全世帯を調査することにこだわった。世帯の特定のために村長から全世帯の世帯主名簿を入手して世帯番号を打ち、筆者自ら既に対面調査した世帯以外の世帯を5人の調査員(いずれも村民)に割り振った。村民名簿はあくまで社人民委員会(行政村役場)に登録されたものであり、調査時点で実際に村内に居住していた世帯とは多少ズレがあった。アンケート調査の進展に伴い、適宜世帯主名簿の補充(独立世帯)及び削除(転出世帯・子供家族と同居する老人)して番号も振り直した。結果として1世帯を除く全世帯(186世帯)の情報を入手することに成功した。聞き漏らした1世帯もその後の補足調査(筆者自身による対面調査)によって世帯経済を把握し、全世帯の家計データを筆者自らエクセルデータとして入力した。

その後、2010年及び2015年にも同様の調査を行った。その結果、2005年調査世帯から死亡や移住等によって村からいなくなった世帯を除いて、全175の同一世帯の上記3時点での家計(過去1年間の世帯収入)について把握することができた³⁾。

なおBC村は、故桜井由躬雄東京大学教授をリーダーとする学際的な共同調査が1990年代から行われており(桜井, 2006)、その一環としてBC村内の一集落(ソムB)において同様の全戸家計調査が行われてきた。筆者自身も1999年より同総合調査に農村金融部門の調査をしており(Okae, 2009)、家計アンケート調査も2005年からかかわっている。同村の2005、10、15年調査において照合できた114世帯⁴⁾についても同様に分析する。

(4) 家計調査の分析結果 (2005年、2010年及び2015年調査より)

第2-1、2-2表は、上記3か年における所得部門ごとの全世帯の所得に占める構成比(%)を表したものである。なお、この「所得」とは、売上げではなく、費用(自家労賃を除く)を控除した純利益のことである。耕種農業の所得には、自家消費分のコメを調査当時の市場価格で計上した。

第2-1表 CD村の世帯所得構造

	2005年	2010年	2015年
平均世帯年収(百万ベトナムドン)	20.7	51.1	127.5
農業(%)	66.0	41.7	36.2
うち耕種農業	19.0	17.5	3.9
非農業(%)	34.0	58.3	63.8
うち工場労働	1.8	8.0	13.0
うち国内出稼ぎ	5.3	3.4	1.5
うち海外出稼ぎ	8.6	14.6	17.4

資料：筆者自身による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

第2-2表 BC村の世帯所得構造

	2005年	2010年	2015年
平均世帯年収(百万ベトナムドン)	15.6	70.3	106.7
農業(%)	62.4	22.9	19.1
うち耕種農業	52.1	19.9	15.4
非農業(%)	37.6	77.1	80.9
うち工場労働	5.6	5.4	23.1
うち国内出稼ぎ	1.6	8.7	2.0
うち海外出稼ぎ	0.4	6.0	0.1

資料：BC村総合調査による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

両村とも2005年段階では農業が主たる所得となっているが、畜産が盛んなCD村では耕種農業の比率が小さく、野菜の栽培が盛んで、合作社(農協)によるジャガイモの契約栽培が行われていたBC村では耕種農業の比率が大きい。また両村とも年々非農業の割合が上がってきている。特に両村で共通して近年伸びてきている非農業就業は工業団地への日帰り就業である。なおCD村を含むナムサック県は昔から海外出稼ぎが盛んであり、CD村でも年々その比率を上げている。BC村では2010年に一時的に海外出稼ぎが多かったが、2015年には再び減少している。

第3-1表 CD村における所得に占める耕種農業の割合

(単位：%)

	第1階層 (最も所得が高い)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最も所得が低い)
2005年	7.5	20.5	32.0	42.7	53.3
2010年	8.1	18.6	25.6	42.6	68.3
2015年	1.4	3.3	9.7	9.8	35.8

資料：筆者自身による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。各階層は35世帯ずつ分類。

第3-2表 BC村における所得に占める耕種農業の割合

(単位：%)

	第1階層 (最も所得が高い)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最も所得が低い)
2005年	48.8	44.1	52.0	64.7	72.0
2010年	13.6	16.8	23.3	35.3	54.1
2015年	12.5	14.7	12.6	26.5	50.5

資料：BC村総合調査による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。第1階層を22世帯、その他を23世帯ずつ)に分類

第4-1表 CD村における階層変動

(単位：世帯数)

		2005年の階層					合計
		第1階層 (最も所得 が高い)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最も所得が 低い)	
2015 年の 階層	第1階層 (最も所得が高い)	14	10	7	1	3	35
	第2階層	7	6	5	11	6	35
	第3階層	6	6	7	13	3	35
	第4階層	4	8	8	4	11	35
	第5階層 (最も所得が低い)	4	5	8	6	12	35
	合計	35	35	35	35	35	175

資料：筆者自身による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

第4-2表 BC村における階層変動

(単位：世帯数)

		2005年の階層					合計
		第1階層 (最も所得が 高い)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最も所得が 低い)	
2015 年の 階層	第1階層 (最も所得が高い)	3	3	7	5	4	22
	第2階層	3	10	4	2	4	23
	第3階層	5	1	4	10	3	23
	第4階層	3	4	4	4	8	23
	第5階層 (最も所得が低い)	8	5	4	2	4	23
	合計	22	23	23	23	23	114

資料：BC村総合調査による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

なお、両村とも各年次において全世帯を五つの経済階層（CD村は35世帯ずつ、BC村は第1階層（最も所得が高い）を22世帯、その他を23世帯ずつ）に分類した。そして第3-1、3-2表に所得に占める耕種農業の割合を示した。CD村でもいずれの年も所得が低い層ほど耕種農業に依存している。しかし、BC村は耕種農業が盛んであることから、2005年段階では、第1階層（最も所得が高い）における耕種農業の比率が48.8%と高くなっている。

第4-1、4-2表は、両村の2005年から15年にかけての階層変動である。CD村では2005年に最も所得が低い階層であった35世帯中15年も最も所得が低い階層であったのは12世帯のみであり、BC村では2005年に最も所得が低い階層であった23世帯中15年も最も所得が低い階層であったのは4世帯のみであり、両村とも活発な階層変動が見られる。両村の顕著な違いは、CD村の2005年最も所得が高い階層であった35世帯中15年も最も所得が高い階層であったのは14世帯もいるに対して、BC村では、05年に最も所得が高い階層であった23世帯中15年も最も所得が高い階層であったのはわずか3世帯であり、逆に最も所得が低い階層に移行した世帯が8世帯もいることである。これは第3-2表

で見たように BC 村は耕種農業が盛んであることから、耕種農業で利益を得ていたかつて所得が高かった階層（第3-2表参照）が非農業化せず、相対的に経済的地位を下げたからだと思われる。

第5-1表 CD村における3か年における農地の利用状況

	2005年	2010年	2015年
水田世帯 (175世帯中)	165	161	145
水田面積 (m ²)	306,350	279,012	258,477
うち裏作割合 (%)	59.9	33.9	20.3
世帯あたり (m ²)	1,857	1,733	1,783
その他農地 (m ²)	12,840	8,360	3,960
農地面積合計 (m ²)	319,190	287,372	262,437
世帯あたり (m ²)	1,911	1,763	1,810

資料：筆者自身による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

第5-2表 BC村における3か年における農地の利用状況

	2005年	2010年	2015年
水田世帯 (114世帯中)	113	108	103
水田面積 (m ²)	217,597	208,438	190,380
うち裏作割合 (%)	10.0	12.0	不明
世帯あたり (m ²)	1,926	1,930	1,848
その他農地 (m ²)	27,063	23,233	30,355
農地面積合計 (m ²)	244,660	231,671	220,735
世帯あたり (m ²)	2,165	2,106	1,989

資料：BC村総合調査による2005年、2010年及び2015年アンケート調査より作成。

第5-1、5-2表は、両村の3か年における農地の利用状況である。両村とも一経営体の耕地面積が平均2,000m²程度の零細経営である。CD村では農地は二期作（6月～9月頃と1月～5月頃）の水田がほとんどであり、その二期作の合間に裏作（10月～翌年1月頃）として野菜も栽培されている。これらの点は3か年の間にも変化はなかったが、最も大きな変化は裏作野菜の面積の急激な減少である。これは以前裏作に従事していた労働力が、工場労働のような非農業部門に移動したからだと思われる。なおBC村では野菜は通年で栽培されることが多く（「その他農地」のほとんどが通年畑地）、元々裏作の割合も多くはない。

両村とも農業の比率が下がっているにもかかわらず、多くの農家が自分の持ち分の水田だけは採算を度外視しても維持し続けようとする事実がある。年金は企業や政府機関に長年勤めた者だけが受給できるので、多くの農家にとっては無縁である。農業保険も民間企業によるものしかないの、普及していない。そのためベトナム農村において、各世帯に分配された水田は生活保障のためには今なお重要である。両村とも非農業就業として近年工場労働が増えているのは（第2-1、2-2表参照）、工場では日帰りの就業が基本なので、夜間や休日に行う稲作との兼業が可能という事情もあると考えられる。

こうしたことを考慮すると、紅河デルタにおける大規模稲作経営の可能性は低いと思われる。現在のベトナム政府が望むような大規模経営体の育成には克服すべき課題が多い。

注(1) 本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

(2) 設立当初のベトナム民主共和国は、共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも閣僚に取り込んだ。さらに、1945年11月には仏領インドシナ全域の革命を目指すインドシナ共産党も偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した(白石, 1993)。さらにベトナム戦争後の1976年にベトナム共産党と改称し、現在に至る。

(3) 平成28年度のレポート(岡江, 2017)では、CD村の2005, 2010年のアンケート結果を元に5年間の農家の所得変化の分析を行った。このときは2か年で照合できた180世帯を分析対象としたが、そのうち5世帯が2015年調査時に死亡や移住等によって村からいなくなったので、本稿では3か年で照合できた175世帯を分析対象とした。なおいずれの年の調査においても、調査結果は統計的に処理し個人情報決して公開しないことを事前に調査協力者・調査対象農家に説明し、調査の快諾をいただいている。

(4) 世帯照合に関しては、共同調査のメンバーによる個人データ整理(Fujikura et al., 2022)を活用した。また個人情報の取り扱いは、CD村と同様に厳重に行った(上記注3参照)。

[引用文献]

【日本語文献】

アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所。

岡江恭史(2017)「ベトナムーコメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会―」農林水産政策研究所『平成28年度 カントリーレポート：タイ、ベトナム、オーストラリア、ロシア』。

桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社。

桜井由躬雄(1999)「紅河デルタ」桜井由躬雄・桃木至朗編『ベトナムの事典』同朋舎。

桜井由躬雄(2006)『歴史地域学の試み バックコック』東京大学。

白石昌也(1993)『ベトナムー革命と建設のはざまー』東京大学出版会。

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム(講座・東アジア近現代史5)』青木書店。

野本啓介(2000)「地方行政組織」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店。

Fujikura T., Y. Ogawa and M. Yanagisawa (2022) Bach Coc Database Ver4.0.

古田元夫(1996)『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ(現代アジアの肖像10)』岩波書店。

【英語・ベトナム語文献(書籍及びウェブサイト)】

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945~1995年のベトナム農業), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社) .

Okae T. (2009) Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village, *Southeast Asian Studies* 47(1): 3-30

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2021年2月6日アクセス) .

【ベトナム語文献 (共産党・国家機関文書)】

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (2009). *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve dam bao an ninh luong thuc quoc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議 63号) . 2009年12月23日公布.

CPVN(2010) . *So: 109/2010/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh Phu ve kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109号) . 2010年11月4日公布.

CPVN(2018), *So: 107/2018/ND-CP, Nghi Dinh ve ve kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出経営に関する政府議定 107号), 2018年8月15日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/ CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100号指示) , 1981年1月13日公布

DCSVN(1988)*So:10/ NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10号決議) , 1988年4月5日公布.

DCSVN(2008)*So: 26 NQ/TW, Nghi quyet cua Ban Chap hanh Trung uog Dang ve nong nghiep, nong dan, nong thon* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26号決議) , 2008年8月5日公布.

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam ベトナム国会) (1993) *Luat Dat Dai nam 1993* (1993年土地法) , 1993年7月14日可決.

QHVN (1996). *Luat Hop Tac Xa* (合作社法) , 1996年3月20日可決.

QHVN (2013) .*Luat Dat Dai nam 2013* (2013年土地法) , 2013年11月29日可決.

Xa Thanh Loi (タインロイ社) (2013) *Bao cao so ket cong tac don dien doi thua trong san xuất nong nghiep nam 2013 Xa Thanh Loi* (タインロイ社における 2013年の農地の交換分合の予備的とりまとめの報告)

謝辞

CD (カオドイ) 村での調査にあたり, 同村を管轄するホップティエン社人民委員会 (行政村役場) スタッフ及びカオドイ村村長・調査員を含む村の人々には大変お世話になった。BC (バックコック) 村での調査にあたり, タインロイ社人民委員会スタッフ及びコックタイン合作社 (農協) 及び村の人々には大変お世話になった。さらに BC 村総合調査を組織し筆者を誘っていただいた故桜井由躬雄氏及び共同研究者の方々のご指導なしには本稿で用いたデータの収集・分析もできなかった。両村での調査はともに, 国立ハノイ大学ベトナム研究所による現地への連絡・調整等の協力によって行われた。あわせて感謝申し上げたい。